

取引規定集（反社会的勢力排除規定）

－新旧対照表－

改定前	改定後
<p>1. （反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この規定は、総合口座取引、普通預金、普通預金[決済用]、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金（証書式）、通知預金（通帳式）、新型期日指定定期預金、自由満期定期預金、自由金利型定期預金 [M型]、自由金利型定期預金 [M型]（複利型）、自由金利型定期預金（以下、これらを総称して「預金取引」といい、各預金取引に固有の規定を「各預金規定」という。）に適用されるものとし、各預金取引は、<u>第2条第1号、第2号①から⑥および第3号①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2条第1号、第2号①から⑥または第3号①から⑤の一つにでも該当する場合には、</u>当行は預金取引にかかる口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>2. （解約等）</p> <p>各預金規定によるほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は預金取引の全部もしくは一部を停止し、または預金者に通知することにより預金取引の全部もしくは一部を解約することができるものとします。</p> <p>(1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>(2) 預金者が、<u>次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p>	<p>1. （反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この規定は、総合口座取引、普通預金、普通預金[決済用]、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金（証書式）、通知預金（通帳式）、新型期日指定定期預金、自由満期定期預金、自由金利型定期預金 [M型]、自由金利型定期預金 [M型]（複利型）、自由金利型定期預金（以下、これらを総称して「預金取引」といい、各預金取引に固有の規定を「各預金規定」という。）に適用されるものとし、<u>各預金取引は、第2条各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同条各号の一つにでも該当する場合には、</u>当行は預金取引にかかる口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>2. （解約等）</p> <p>各預金規定によるほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は預金取引の全部もしくは一部を停止し、または預金者に通知することにより預金取引の全部もしくは一部を解約することができるものとします。<u>なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約より当行に損害が生じたときは、その損害額をお支払いいただきます。</u></p> <p>(1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>(2) 預金者が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集</u></p>

改定前	改定後
<p>① 暴力団</p> <p>② 暴力団員</p> <p>③ <u>暴力団準構成員</u></p> <p>④ 暴力団<u>関係企業</u></p> <p>⑤ <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p>⑥ その他前各号に準ずる者</p> <p>(3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>各号</u>に該当する行為をした場合</p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. (各預金取引への適用)</p> <p>(1) 前条により、預金取引が解約され残高がある場合、または預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳（または証書）持参のうえ当店に申出てください。</p>	<p><u>団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p>① <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>② <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p>③ <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p>④ <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>⑤ <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>(3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか一にでも</u>該当する行為をした場合</p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. (各預金取引への適用)</p> <p>(1) 前条により、預金取引が解約され残高がある場合、または預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳（または証書）持参のうえ当店に申出てください。</p>

改定前	改定後
<p>この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 前条により、総合口座取引が解約され貸越元利金等があるときは、それらを支払ってください。この場合、当行は総合口座取引規定第 13 条に基づいて差引計算を行うことができますが、貸越金の担保と差引計算をした後、なお預金残高がある場合には、前項に準ずるものとします。なお、前条により普通預金が解約された場合、総合口座取引も当然に解約となるものとします。</p> <p>(3) 前条による納税準備預金の解約の場合、解約日が属する利息計算期間中の利息は納税準備預金規定第 6 条第 2 項によるものとします。</p> <p>(4) 前条による通知預金の解約の場合、当行は、通知預金規定（通帳式、証書式）の支払時期等の定めにかかわらず解約することができるものとし、その利息は通知預金規定の利息条項によるものとします。</p> <p>(5) 前条による定期預金の解約の場合、当行は、各定期預金の規定にかかわらず、満期日前であっても解約することができるものとし、その利息は各定期預金の規定の利息条項にかかわらず約定利率を適用するものとします。</p>	<p>この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 前条により、総合口座取引が解約され貸越元利金等があるときは、それらを支払ってください。この場合、当行は総合口座取引規定第 13 条に基づいて差引計算を行うことができますが、貸越金の担保と差引計算をした後、なお預金残高がある場合には、前項に準ずるものとします。なお、前条により普通預金が解約された場合、総合口座取引も当然に解約となるものとします。</p> <p>(3) 前条による納税準備預金の解約の場合、解約日が属する利息計算期間中の利息は納税準備預金規定第 6 条第 2 項によるものとします。</p> <p>(4) 前条による通知預金の解約の場合、当行は、通知預金規定（通帳式、証書式）の支払時期等の定めにかかわらず解約することができるものとし、その利息は通知預金規定の利息条項によるものとします。</p> <p>(5) 前条による定期預金の解約の場合、当行は、各定期預金の規定にかかわらず、満期日前であっても解約することができるものとし、その利息は各定期預金の規定の利息条項にかかわらず約定利率を適用するものとします。</p>

以上